

八代広域行政事務組合議会  
令和4年10月定例会会議録

(第1号)

主要目次

1. 管理者提出案件5件・説明	.....	3
-----------------	-------	---

令和4年10月13日(木曜日)

# 八代広域行政事務組合議会令和4年10月定例会会議録

1. 招集年月日 令和4年10月13日(木)

1. 招集場所 八代広域行政事務組合議場

1. 出席議員及び欠席議員の氏名

(1) 出席議員 (10人)

1番 成松 由紀夫 君	2番 村川 清則 君
3番 増田 一喜 君	4番 橋本 幸一 君
5番 金子 昌平 君	6番 中村 和美 君
7番 堀口 晃 君	8番 野崎 伸也 君
9番 上田 健一 君	10番 松田 達之 君

(2) 欠席議員 (なし)

1. 説明のため会議に出席した者の職、氏名

管理者	中村 博生 君 (八代市長)
副管理者	藤本 一臣 君 (氷川町長)
監査委員	江崎 眞通 君
消防長	坂井 寿弘 君
次長	上野 三郎 君
会計管理者兼会計課長	
	濱田 克一 君
危機管理監兼警防課長	
	今田 博士 君
鏡消防署長	垣下 孝幸 君
八代消防署長	谷口 研朗 君
指令課長	宮永 恭宏 君
予防課長	田尻 清治 君
総務課長	久保田 宏之 君

1. 職務のため議場に出席した職員の職、氏名

総務課長補佐	久保田 鉄也 君
総務課副主幹兼総務係長	
	山本 美和 君
会計課会計係長兼総務課主査	
	荒田 陽介 君
総務課主任	本永 太一 君
総務課主任	松村 浩 君

1. 議事日程（第1号）

日程第1 会期の決定

日程第2 議第3号 令和3年度八代広域行政事務組合一般会計歳入歳出決算について

日程第3 議第4号 専決処分の報告及びその承認について

日程第4 議第5号 八代広域行政事務組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

日程第5 議第6号 八代広域行政事務組合職員の定年引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

日程第6 議第7号 八代広域行政事務組合職員の分限に関する手続き及び効果に関する条例の一部改正について

1. 会議に付した事件

1. 日程第1

1. 日程第2

1. 日程第3

1. 日程第4

1. 日程第5

1. 日程第6

1. 休会の件（10月14日から10月31日まで）

(午前10時00分 開議)

○議長（増田一喜君） おはようございます。

（「おはようございます」と呼ぶ者あり）

これより、八代広域行政事務組合議会令和4年10月定例会を開会いたします。

—議長の諸報告—

○議長（増田一喜君） 諸般の報告をいたします。

本日、管理者から議案5件が送付され、受理いたしました。

その余の報告は、朗読を省略いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手許に配付のとおりです。

—日程第1—

○議長（増田一喜君） 日程第1、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から11月1日までの20日間といたしたいが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（増田一喜君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

—日程第2～日程第6—

○議長（増田一喜君） 日程第2から日程第6まで、すなわち、議第3号から同第7号までの議案5件を一括議題とし、これより提出者の説明を求めます。

◎管理者（中村博生君） 議長。（挙手）

○議長（増田一喜君） 管理者中村博生君。

（管理者中村博生君 登壇）

◎管理者（中村博生君） 皆さん、おはようございます。

（「おはようございます」と呼ぶ者あり）

本日は、「八代広域行政事務組合議会令和4年10月定例会」を招集しましたところ、議員各位におかれましては、お忙しい中にご出席いただき厚く御礼申し上げます。

9月18日夜から19日未明にかけて、熊本県に最接近しました台風14号がありますが、当初、「熊本にとって最悪のコース」と予想され、平成3年の台風19号や平成11年の台風18号での甚大な被害が頭をよぎりました。

一部地域では土砂崩れや停電、負傷者が発生いたしました。幸いにも八代市、氷川町ともに人命に関わるような大規模な災害の発生はなく安堵いたしております。

しかしながら、鹿児島県や宮崎県においては、住宅への浸水被害やライフラインの寸断など大きな被害をもたらし、また、続けて発生した台風 15 号では、静岡県で死者・行方不明者が発生するなど甚大な被害をもたらしました。

近年では、気候変動の影響で、線状降水帯の発生や記録的短時間大雨情報等の発令が増加し、豪雨災害も激甚化・頻発化しております。

さらには、いつ起きるか分からない地震・台風等の自然災害や、先日の北朝鮮による弾道ミサイル発射等の武力攻撃に対しましても、日頃から警戒を怠ることなく災害対応への備えを万全にし、地域住民の方々の安全・安心確保のため引き続き対策強化に努めてまいります。

次に、新型コロナウイルス感染症につきましては、新規感染者数が全国的に減少傾向にあり、管内においても同様の傾向であります。それに比例し、新型コロナウイルス患者の救急搬送者数も 7 月の 151 人をピークに 8 月、9 月と減少してまいりました。こちらも、引き続き動向を注視しながら気を引き締めて感染防止に努めてまいります。

それでは、提案理由の説明に先立ちまして最近の消防本部の動向についてご報告申し上げます。

まず、「日本中央競馬会 ウインズ八代」様から、「ポップアップアイソレーター」2 基を寄贈いただきました。ウインズ八代様には、平成 23 年から毎年寄贈をいただいております。この場をお借りして厚く御礼申し上げます。寄贈いただいた品は、当消防本部の救急活動に役立たせていただきます。

次に、人事異動関係では、8 名の新規採用職員が、約半年間に及ぶ消防学校での「初任教育」を修了しましたことから、10 月 1 日付で人事異動を行い、新たな体制で業務を開始したところであります。

それでは、本議会に提案しております議案 5 件について、順次、その概要を説明いたします。

議第 3 号は、令和 3 年度「八代広域行政事務組合一般会計歳入歳出決算」で、決算事務が完了し、監査委員の審査も終了しましたことから認定をお願いするのでございます。

議第 4 号の「専決処分の報告及びその承認」については、6 月 9 日付けで専決した「令和 4 年度一般会計補正予算・第 1 号」であり、地方自治法の規定により議会に報告し、その承認を求めるものであります。

議第 5 号の「八代広域行政事務組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正」については、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、育児休業の取得回数制限の緩和等に関する規定の整備を行うものであります。

議第 6 号の「八代広域行政事務組合職員の定年引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定」については、職員の定年引上げ等に関する地方公務員法の一部改正に伴い、国家公務員を基準として定年の段階的引上げ等を行うものであります。

議第 7 号の「八代広域行政事務組合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正」については、地方公務員法の規定に基づき、人事評価を任用、給与、分限その他の人事管理の基礎として活用するため、所要の改正を行うものであります。

また、別冊としまして、坂本分署庁舎解体工事に係る「予算繰越報告書」を提出いたしております。

以上が、提案理由の説明でございます。

決算の詳しい内容につきましては、このあと、消防長が説明をいたします。

よろしくご審議のうえ、何とぞご賛同いただきますようお願い申し上げます。

◎消防長（坂井寿弘君） 議長。（挙手）

○議長（増田一喜君） 消防長坂井寿弘君。

（消防長坂井寿弘君 登壇）

◎消防長（坂井寿弘君） おはようございます。

（「おはようございます」と呼ぶ者あり）

それでは、今回、提案をいたしております「議第3号令和3年度八代広域行政事務組合一般会計歳入歳出決算」についてご説明をいたします。

お手元の資料の赤インデックス「議第3号」の6ページ、7ページをお願いいたします。

表下段、歳入合計の欄でございますが、予算現額24億1千930万9千160円に対しまして、調定額23億8千120万4千115円、収入済額23億8千112万2千215円、収入未済額8万1千900円で、予算現額と収入済額との比較では、3千818万6千945円でございます。

次に8ページ、9ページをお願いいたします。

表下段、歳出合計の欄ですが、予算現額24億1千930万9千160円に対しまして、支出済額23億148万4千8円、翌年度繰越額4千119万7千200円、不用額が7千662万7千952円でございます。

10ページをお願いいたします。

歳入総額から歳出総額を差し引きました歳入歳出差し引き残高は、7千963万8千207円となります。

詳細な内容につきましては、11ページ以降の事項別明細書によりご説明いたします。

それでは、14ページ、15ページをお願いいたします。

まず、歳入ですが、右ページの「収入済額」の欄によりご説明いたします。

款1「分担金及び負担金」は、20億5千125万3千円で、組合規約に定める負担割合に基づき、八代市、氷川町それぞれにご負担いただいたものでございます。

八代市の負担金額は、18億2千130万4千円、氷川町の負担金額は、2億2千994万9千円でございます。

款2「使用料及び手数料」は、414万2千771円で、消防使用料として、自動販売機及び電柱の設置に伴う行政財産の使用料及び消防手数料として、危険物や煙火申請等に伴う手数料を収入いたしました。

款3「国庫支出金」は、緊急消防援助隊設備整備費補助金として、1千288万2千円を収入いたしました。

款4「県支出金」は、球磨川水系防災・減災ソフト対策等補助金として、480万

9千円を収入いたしました。

款5「財産収入」は、274万8千921円で、項1目1財産貸付収入では、自動販売機設置料、目2利子および配当金では、退職手当基金など3つの基金の預金利息、項2目1物品売払収入では、買い替え更新した車両4台を売り払った収入でございます。

16ページ、17ページをお願いいたします。

款6「繰越金」1億1千51万9千622円は、令和2年度からの繰越金でございます。

款7「諸収入」は、2千116万6千901円で、組合預金利子と熊本県派遣職員人件費などの雑入でございます。

雑入の収入未済額8万1千900円は、消防車両の廃車による自動車重量税還付金でございます。

款8「組合債」は、1億7千360万円で、これは、新開分署大型化学車及び、鏡消防署高規格救急自動車の更新、また、坂本分署災害復旧事業の財源に充当したものでございます。

以上が歳入の決算内容でございます。続いて、「歳出」についてご説明をいたします。

18、19ページをお願いします。

右ページの「支出済額」の欄にて、千円未満を切り捨てて、ご説明をいたします。

款1「議会費」は、42万2千円で、その内訳は、「各節」の備考欄に記載していますように、議員報酬や議会運営に要した経費でございます。なお、不用額につきましては、令和3年度の行政視察研修を、新型コロナウイルス感染拡大のため、中止としたことによるものでございます。

款2「総務費」は、4千66万9千円で、項1総務管理費と次ページの項2監査委員費の支出合計であります。

まず、項1総務管理費は、4千65万2千円で、その支出の主なものは、節10需用費968万1千円で、組合広報紙キララの印刷製本費や庁舎管理に係る修繕料などでございます。

節12委託料1千17万8千円は、庁舎清掃や備品管理システム導入業務などに要した費用でございます。

不用額158万1千円につきましては、庁舎清掃をはじめとした業務委託の入札残によるものでございます。

20、21ページをお願いいたします。

表上段の節13使用料及び賃借料は、915万8千円で、財務会計システムや坂本分署仮設庁舎プレハブリースに要した費用でございます。

節24積立金は、1千2万2千円で、その主なものは庁舎建設基金で、仮称新開消防署庁舎建設を踏まえ1千万円を元本として基金に積み立てたものでございます。

続きまして、款3「消防費」の支出済額は、21億6千39万5千円で、不用額6千305万1千円でございます。

目1常備消防費は17億6千918万円で、不用額は、5千313万9千円であります。

した。

節 2 給料から節 4 共済費までの、消防職員 220 人、再任用職員 15 人分の人件費は、16 億 1 千 612 万 5 千円でございます。

節 10 需用費 4 千 311 万 4 千円は、事務用あるいは消防・救急業務などに係る消耗品費、消防車両などの燃料費、各庁舎の電気代などの光熱水費、車両や各種資機材等の修繕料などでございます。

不用額 456 万 1 千円につきましては、電力契約の見直しによるものや、コロナ禍で納期が間に合わず、修理ができなかったこと等によるものでございます。

22、23 ページをお願いいたします。

節 11 役務費 1 千 208 万 8 千円は、主に通信指令回線の通信運搬費や消防車両等の自動車損害保険料などでございます。

節 12 委託料は 3 千 2 万円で、その主なものは、職員健康診断や高機能消防指令システム保守委託などに要した費用でございます。

不用額 294 万 1 千円につきましては、業務委託等に係る入札残によるものでございます。

節 13 使用料及び賃借料は 2 千 165 万円で、その主なものは、職員の仮眠用寝具、複写機、パソコン、防火衣などのリース料でございます。

不用額 389 万 1 千円につきましては、主に緊急消防援助隊の沖縄での訓練が中止になったことから、フェリー使用料の残などによるものでございます。

節 17 備品購入費は 3 千 219 万 6 千円で、主に墜落防止用器具や消防ホースなどの機械器具費、消防職員の貸与被服に係る被服購入費、水害対応資器材など災害対策強化費に要した費用でございます。

不用額 275 万 6 千円は、これらの入札残によるものでございます。

節 18 負担金、補助及び交付金は 1 千 99 万 9 千円でございます。

その支出の主なものは、救急救命士研修所や消防学校などへの入校経費に要した費用でございます。

次に、目 2 「消防施設費」の支出済額は、2 億 209 万 1 千円でございます。

24、25 ページをお願いいたします。

節 17 備品購入費 1 億 9 千 902 万 9 千円で、消防車両の買い替え更新 2 台及び、被災しました坂本分署の車両 3 台とその車両用無線端末装置でございます。

次に、目 3 の「特別防災費」1 億 5 千 859 万円でございますが、これは、石油コンビナート等災害防止法に基づく経費として、八代市に全額負担いただいているものでございます。

主なものとしましては、節 2 給料から節 4 共済費までの、消防職員 20 人分の人件費、1 億 5 千 22 万 9 千円でございます。

なお、節 8 の旅費以下は、常備消防費と同様の支出内容でございます。

26、27 ページをお願いします。

目 4 「庁舎建設事業費」3 千 53 万 2 千円は、仮称新開消防署庁舎建設事業であります、基本設計、地質調査、造成設計に係る委託料でございます。

不用額 498 万円につきましては、入札残などによるものでございます。

次に、款 4 災害復旧費につきましては、今年度の支出はなく、坂本分署解体工事の工期が令和 4 年 6 月までとなることから、次年度へ繰り越すものでござい



す。

次に、款 5 公債費 9 千 999 万 6 千円は、庁舎建設事業債、消防施設整備事業債、災害復旧事業債の償還金でございます。

最後に、款 6 予備費については、支出はございません。

以上が歳出の内容でございます。

次に 28 ページをお願いします。

実質収支に関する調書ですが、歳入総額 23 億 8 千 112 万 3 千円、歳出総額 23 億 148 万 4 千円で、歳入歳出差引額は、7 千 963 万 9 千円となります。

翌年度へ繰り越すべき財源の繰越明許費繰越額 9 万 8 千円を差し引きまして、令和 3 年度の実質収支額は、7 千 954 万 1 千円となります。

以上で、「議第 3 号令和 3 年度八代広域行政事務組合一般会計歳入歳出決算」について説明を終わります。

○議長（増田一喜君） 以上で、提出者の説明を終わります。

日程第 2 から日程第 6 までの議案 5 件の議事をしばらく中止いたします。

—休会の件—

○議長（増田一喜君） この際、休会の件について、お諮りいたします。

明 10 月 14 日から 10 月 31 日までは休会といたしたいが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（増田一喜君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

○議長（増田一喜君） 日程第 2 から日程第 6 までの議案 5 件の議事を再開いたします。

○議長（増田一喜君） この際、お諮りいたします。

本 5 件に対する本日の議事はこの程度にとどめ、延会といたしたいが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（増田一喜君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

なお、明 10 月 14 日から 10 月 31 日までは休会とし、次の会議は 11 月 1 日定刻に開き、質疑並びに一般質問を行います。

質疑、並びに一般質問御希望の諸君は、明 10 月 14 日正午までに発言通告書を御提出ください。

本日は、これにて延会いたします。

（午前 10 時 22 分延会）